

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百四十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十月一日から適用する。

平成三十年九月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 削除</p> <p>十四〇二十七 (略)</p> <p>二十八 削除</p> <p>二十九〇六十四 (略)</p> <p>六十五 マルチプレックス遺伝子パネル検査 固形がん(根治切除が不可能又は治療後に再発したものであって、治療法が存在しないもの又は従来の治療法が終了しているもの若しくは従来の治療法が終了予定のものに限る。)</p> <p>六十六 マルチプレックス遺伝子パネル検査 難治性固形がん(ステージがⅢ期若しくはⅣ期で手術が不能なもの又は治療後に再発したものであって、治療法が存在しないもの又は従来の治療法が終了しているもの若しくは従来の治療法が終了予定のものに限り、肉腫を除く。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 トレミキシンをを用いた吸着式血液浄化療法 特発性肺線維症(急性憎悪の場合に限る。)</p> <p>十四〇二十七 (略)</p> <p>二十八 ステロイドパルス療法及びリツキシマブ静脈内投与の併用療法 特発性ネフローゼ症候群(当該疾病の症状が発症した時点における年齢が十八歳未満の患者に係るものであって、難治性ステロイド抵抗性のものに限る。)</p> <p>二十九〇六十四 (略)</p> <p>六十五 マルチプレックス遺伝子パネル検査 固形がん(根治切除が不可能又は治療後に再発したものであって、従来の治療法が終了しているものに限る。)</p> <p>(新設)</p>